

特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 22 年 11 月 30 日

瀬戸市長 増岡 錦也

瀬戸市条例第 39 号

特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

第 1 条 特別職の職員の給与に関する条例（昭和 36 年瀬戸市条例第 3 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>（期末手当）</p> <p>第 4 条 <省略></p> <p>2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在（退職し、又は死亡したものにあっては、退職し、又は死亡した日現在）における給料月額を基礎として一般職の職員の例により算出した額とする。ただし、瀬戸市職員の給与に関する条例（昭和 36 年瀬戸市条例第 4 号）第 20 条第 2 項中「100 分の 125」とあるのは「100 分の 145」と、<u>「100 分の 135」とあるのは「100 分の 150」とし</u>、第 20 条第 5 項に規定する期末手当基礎額は、同項により算出された額に給料月額に 100 分の 25 を超えない範囲内で市長が定める割合を乗じて得た額を加算した額とする。</p>	<p>（期末手当）</p> <p>第 4 条 <省略></p> <p>2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在（退職し、又は死亡したものにあっては、退職し、又は死亡した日現在）における給料月額を基礎として一般職の職員の例により算出した額とする。ただし、瀬戸市職員の給与に関する条例（昭和 36 年瀬戸市条例第 4 号）第 20 条第 2 項中「100 分の 125」とあるのは「100 分の 145」と、<u>「100 分の 150」とあるのは「100 分の 165」とし</u>、第 20 条第 5 項に規定する期末手当基礎額は、同項により算出された額に給料月額に 100 分の 25 を超えない範囲内で市長が定める割合を乗じて得た額を加算した額とする。</p>

第 2 条 特別職の職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(期末手当)</p> <p>第 4 条 < 省略 ></p> <p>2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在 (退職し、又は死亡したものにあっては、退職し、又は死亡した日現在) における給料月額を基礎として一般職の職員の例により算出した額とする。ただし、瀬戸市職員の給与に関する条例 (昭和 3 6 年瀬戸市条例第 4 号) 第 2 0 条第 2 項中「<u>1 0 0 分の 1 2 2 . 5</u>」とあるのは「<u>1 0 0 分の 1 4 0</u>」と、「<u>1 0 0 分の 1 3 7 . 5</u>」とあるのは「<u>1 0 0 分の 1 5 5</u>」とし、第 2 0 条第 5 項に規定する期末手当基礎額は、同項により算出された額に給料月額に 1 0 0 分の 2 5 を超えない範囲内で市長が定める割合を乗じて得た額を加算した額とする。</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第 4 条 < 省略 ></p> <p>2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在 (退職し、又は死亡したものにあっては、退職し、又は死亡した日現在) における給料月額を基礎として一般職の職員の例により算出した額とする。ただし、瀬戸市職員の給与に関する条例 (昭和 3 6 年瀬戸市条例第 4 号) 第 2 0 条第 2 項中「<u>1 0 0 分の 1 2 5</u>」とあるのは「<u>1 0 0 分の 1 4 5</u>」と、「<u>1 0 0 分の 1 3 5</u>」とあるのは「<u>1 0 0 分の 1 5 0</u>」とし、第 2 0 条第 5 項に規定する期末手当基礎額は、同項により算出された額に給料月額に 1 0 0 分の 2 5 を超えない範囲内で市長が定める割合を乗じて得た額を加算した額とする。</p>

附 則

この条例は、公布の日の属する月の翌月の初日 (公布の日が月の初日であるときは、その日) から施行する。ただし、第 2 条の規定は、平成 2 3 年 4 月 1 日から施行する。